

海洋環境の激変に 立ち向かう JF自己改革の断行

（ 参加と利用の結集による総合事業体としての
強み発揮と漁業・漁村の持続的発展への貢献 ）

JFグループの運動方針
2025~2029 年度

Jf
JFグループ

JF綱領

—わたしたちJFのめざすもの—

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

わが国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたちJFは漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じて、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたちJFの組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、わが国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたちJFの組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。

一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。

一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。

一、JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。

一、自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。

一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたちJFの組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

J F 自己改革の断行に向けた運動方針の実践について



全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 坂本 雅信

J F グループでは、2024年12月4日に開催された「J F 全国代表者集会」において、運動方針「海洋環境の激変に立ち向かう J F 自己改革の断行～参加と利用の結集による総合事業体としての強み発揮と漁業・漁村の持続的発展への貢献～」(2025～2029年度)を採択しました。本冊子は、この運動方針の内容を取りまとめたものです。

前運動方針「水産業の成長産業化に向けた改革の実践～ J F グループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来～」(2020～2024年度)における運動初年度である2020年度には、改正漁業法・水産業協同組合法が施行されました。J F グループは漁業者である組合員の負託に応えるとともに、国民への水産物の安定供給という社会的使命を果たすべく、同方針のもとで様々な取組を実践するとともに、両法の趣旨も踏まえ資源管理のさらなる推進や組合員の所得向上に、組合員・役職員が一丸となり取り組んでまいりました。

この間、都道府県域では取組が相応に進捗した一方で、海洋環境の激変による漁業生産量の減少や東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水放出による一部の国や地域での輸入停止により様々な魚種に広く影響が及ぶなど、我々を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中であっても、我々 J F グループは漁業者の所得向上や漁業・漁村地域の持続的発展に資するため、海洋環境の激変をはじめとする諸課題に立ち向かい、これを克服しなければなりません。足下では、資材価格の高騰や人口減少・担い手不足など漁業だけでなく社会全体で共通する課題も存在します。

一方で、日本には世界に誇る魚食文化があり、インバウンド需要を増やし、漁村の交

流人口を拡大させていくためのポテンシャルを有しています。魚食文化という宝を我々が次世代につないでいかなければなりません。併せて、本方針に基づきJFの組合員・役職員が諸課題や改革に取り組み、JFが漁村地域における中核として、地域住民や消費者・国民の皆様とともに、漁業と水産食料の安全保障を守る役割を持続的に果たしていくことを誓うものであります。

JFが自己改革を断行するとともに、JFグループを取り巻く企業や様々な方々とも協働・連携して互いの価値を高め、漁業と漁村地域のさらなる発展に貢献していく所存です。

目次

I	J Fグループのこれまでの取組と課題認識	1
1.	漁業者の協同組織としての役割と「3つの防人」	1
2.	課題認識	3
II	運動方針の骨子	4
III	具体的取組事項	6
1.	漁業者を支える事業・経営改革の断行	6
(1)	販売事業【最重点事項】	6
(2)	購買事業	7
(3)	指導事業	8
(4)	信用事業	8
(5)	共済事業	9
(6)	ぎょさい事業	10
(7)	漁船保険事業	10
(8)	事業基盤の整備（各事業共通）	11
2.	組織基盤の確立	12
(1)	協同組合の理念	12
(2)	新規就業者や漁業後継者、J F人材の確保・育成	12
(3)	中核J Fの組成・育成	13
(4)	コンプライアンス態勢等内部統制の強化	14
(5)	新たな収益源の確保	14
3.	浜での中核的役割発揮による漁村・漁業への貢献	16
(1)	組合員・J Fによる様々な役割発揮	16
(2)	浜プラン・広域浜プランの実践	18
(3)	異業種や農林業・商工業との連携	19
4.	全体進捗管理	20
(1)	重要業績評価指標（K P I）	20
(2)	県域アクションプラン	21
(3)	運動の実践主体	21
IV	参考資料	22
1.	前運動方針の振り返り	22
(1)	総括	22
(2)	重点取組事項の振り返り	23
(3)	事業ごとの振り返り	25
2.	J Fグループを取り巻く情勢	28
(1)	漁業・養殖業の国内生産の動向	28
(2)	海洋環境の激変	29
(3)	水産物消費の動向	32
(4)	水産物流通の動向	33
(5)	水産物輸出の動向	34
(6)	J Fの動向	35

I JFグループのこれまでの取組と課題認識

1. 漁業者の協同組織としての役割と「3つの防人」

JFは、組合員である漁業者の経営と生活を守り、もって豊かな海とより良い地域社会を次世代に引き継ぐために様々な事業を実施しています。

その裾野は広く、販売事業や購買事業、信用事業、共済事業など組合員の漁業経営や生活に密接に関連するものだけでなく、浜における中核的存在として漁村地域の発展に不可欠な機能・役割を発揮してきました。

1948年に水産業協同組合法が公布されて以降、現在に至るまで70年を超えるJFグループの歴史は、グループがそれぞれの時代で数多の困難に立ち向かってきた活動と運動の歩みでもあります。

高度経済成長期には、工業地帯の拡大・整備により水質汚濁等の公害問題が発生し、漁業被害が頻発する中で、海と生業を守るため関連法制度の整備を求めるなど、グループの総力を挙げて運動を展開しました。

このほかにも、2度にわたる石油危機や200海里時代の幕開け、近年では東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故やこれに伴うALPS処理水の海洋放出、さらには2024年1月1日に発生した能登半島地震など、わが国漁業と漁村地域を脅かす問題に向き合ってきました。

これらのJFの活動や運動は、国民への安全・安心な水産物の供給を通じて日本の食料安全保障の一翼を担っているだけでなく、地方創生の牽引役として漁村地域における中核的な役割を発揮しています。このうち、以下に記載するいわば「3つの防人」としての機能は、漁村地域社会はもとより国民生活においても極めて重要で社会的・公共的な役割を果たすとともに、SDGs（持続可能な開発目標）にも貢献しています。

○「水産物の安定供給を通じた食料安全保障」の防人

水産物は国民の基本的な食料の一つであり、動物性たんぱく質の重要な供給源です。日本は四方を海に囲まれ、組合員はそこで漁業を営み、JFグループは国民に安定的に水産物を供給してきました。

今後も安全・安心で良質な水産物を安定的、継続的に供給することに加え、昨今の国際情勢下で食料安全保障が国家的課題となっている中、食料を自給する力を維持することが大切です。

○「沿岸域の環境・生態系保全と適切な資源管理」の防人

組合員にとって海は生産活動と生活の基盤であり、JFグループでは藻場・干潟・サンゴ礁等の保全をはじめとする漁業者の様々な活動を支援してきました。

また、水産資源は組合員の漁業生産活動の基盤であり、これを適切に管理することは組合員そして漁村地域にとって最も重要なことです。JFグループはこれまで、自主的な資源管理を実践してきており、その取組は世界からも高く評価されています。

また、海洋環境が激変していることを踏まえ、資源と環境の双方の回復に努めるとともに、研究機関等との提携による知見の蓄積や都市と漁村の交流、森・川・海の連携の強化などを通じて、豊かな海づくりに貢献していくことが重要です。

○「国境・沿岸域の監視機能や海難救助」の防人

日本の海岸線の総延長は、約 3.4 万 km と世界でも有数の長さを誇り、漁業集落は約 6,300 あり約 21 万隻の漁船が漁業生産活動に従事しています。概ね、漁業集落は 5.5km に 1 つ、漁船は 170m に 1 隻が存在することになり、漁村と漁業者による巨大な海の監視ネットワークが形成されているといえます。

各浜の J F では、海上保安庁や警察、税関などの関係当局との連絡・連携体制が構築されており、防犯や密漁などにかかる公的機関の迅速な行動に貢献しています。

また、海難事故の発生時には、海を仕事場とし、その海域を熟知した地元の漁業者たちが自らの操業を休んで救助に駆け付けることが多く、当局の職員や船舶だけではカバーすることができない局面で、人命にかかわる極めて重要な役割を發揮しています。

これらの取組を中心に J F グループ全ての関係者がその重要性を改めて確認し本運動期間においてもより精力的に取り組むとともに、海洋環境が激変している今だからこそ「豊かな海づくり」の輪を広げ、国民と一体となって進めていくことが重要と考えます。

2. 課題認識

前運動方針（2020～2024年度）では、「漁業者自らが進める浜の構造改革」、「浜の改革を支えるJFグループの改革」、「新たな制度等への的確な対応（水産政策の改革等）」、「地域社会・地域漁業への貢献」の4つを重点事項（取組の柱）とし、県域ではこれを踏まえた取組事項をアクションプラン（行動計画）として策定のうえ実践してきました。

取組3カ年（2020～2022年度）にかかる県域の振り返り及びJF全漁連が実施した会員向けアンケートでは、県域の取組は相応に進捗しているとの評価が多く、取組事項の内容や網羅性についても総じて肯定的な評価がなされています。

一方で、海洋環境の激変等による水揚げの減少や、物価上昇による燃油・資材・餌飼料価格の高騰、コロナ禍の影響やALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の輸入規制の影響をはじめとする、JFグループ内外の要因により、取組が途上・未達の項目も多くあります。これらの積み残し事項や計画的・段階的に取り組む必要がある事項については、本方針においても継続的な対応を図っていく必要があります。

これらの認識のもと、JFグループが協同組織及び3つの防人として、組合員・国民のために本来の使命・役割を将来にわたって持続的に発揮するとともに、山積する諸課題に立ち向かうべく、自己改革を行ってまいります。

漁業・JFを巡る環境・社会情勢（課題）

- 海洋環境激変等による漁獲量の大幅な減少
- 燃油・資材・餌飼料価格の高騰・長期化
- ALPS処理水の海洋放出の影響
- 海業、スマート水産業など新たな価値観・ニーズ
- 高まる食料安全保障の重要性
- 漁業者、役職員の人手不足
- 大規模自然災害への対応

JF本来の使命・役割（継続的な取組）

- JFは漁業者による協同組織（出資、利用、運営の一体が原則）
 - 水産物の安定供給を通じた食料安全保障
 - 沿岸域の環境・生態系保全と適切な資源管理
 - 国境・沿岸域の監視機能や海難救助等多面的機能の発揮
 - 団体漁業権管理を含む漁場の利用調整の役割
 - 漁村地域（浜）の活性化による地方創生への貢献
- } “3つの防人”



これらを踏まえたうえで、本方針の基本的考え方（3つの柱）を整理

Ⅱ 運動方針の骨子

<基本的考え方と3つの柱>

基本的
考え方

JFグループは、協同組織の出資、利用、運営の原則を改めて認識し、海洋環境激変等の厳しい環境の中でも本来の使命・役割を持続的に発揮していく。

【スローガン】 海洋環境の激変に立ち向かうJF自己改革の断行

3つの柱	概要
【第1の柱】 漁業者を支える事業・ 経営改革の断行	環境変化に対応する漁業者を支えるため、 <u>経済事業機能の抜本的強化、総合事業体としての各種事業の展開、経営基盤強化等の事業・経営改革を実行するとともに、国産水産物の消費拡大に資する国民運動を展開する。</u>
【第2の柱】 組織基盤の確立	漁業者を支える健全な組織基盤を確立するため、 <u>協同組織理念のもと、新規就業者・漁業後継者・JF人材の確保・育成、中核JFの組成・育成、内部統制強化等</u> に取り組む。
【第3の柱】 浜での中核的役割発揮による漁村・漁業への貢献	漁村地域での中核的役割を發揮し、 <u>浜の活性化や沿岸環境の保全・回復、国境監視等多面的機能の發揮に貢献する。</u>

【第1の柱】漁業者を支える事業・経営改革の断行

① 販売事業の抜本的強化【最重点事項】

- ・利用の結集と事業の統合・提携・連携による価格形成力の向上
- ・産地市場・施設の統廃合
- ・水産物のさらなる高付加価値化や未利用・低利用魚の活用による漁業者所得の向上

② 総合事業体としての各種事業の展開

- ・事業共通：国産水産物の重要性訴求及び消費拡大にかかる国民運動
- ・購買事業：取扱量向上プランの展開を通じた利用の結集と、地域と漁業の共生等、新たな領域への挑戦
- ・指導事業：漁業経営基盤強化の支援、海洋環境の激変等に対応した営漁指導の実施
- ・信用事業：漁業金融機能の発揮
- ・共済事業：組合員・地域住民への保障提供
- ・ぎょさい事業：漁業経営の安定に資する「ぎょさい」の加入推進
- ・漁船保険事業：漁業経営の安定に資するための各種事業推進

③ 経営基盤の強化

- ・各事業の強化、合理化・効率化、各事業間の連携強化
- ・要改善JF対策、JF合併等組織再編
- ・固定資産の老朽化や過大な保持への対策

【第2の柱】組織基盤の確立

① 協同組織理念の確認

- ・協同組合理念の認知・再徹底に必要な組合員・役職員に対する啓発活動の実施

② 新規就業者や漁業後継者、JF人材の確保・育成

- ・新規就業者や漁業後継者の確保・育成
- ・浜とJFを牽引する役職員の確保・育成に向けた採用活動(協同組織の特長の訴求)・育成策の強化、待遇改善
- ・女性参画の推進
- ・青壮年活動の支援による将来の浜のリーダー育成
- ・有識者、異業種等の多様な人材が活躍・協働する組織づくり

③ 中核JFの組成・育成

- ・事業機能提供、漁村地域貢献、健全経営等により中核的漁業者を支える態勢にある「中核JF」の組成・育成

④ コンプライアンス態勢等内部統制の強化

- ・不祥事の未然防止対策や独占禁止法を含む各種法令の遵守徹底

⑤ 新たな収益源の確保

- ・浜の実態とニーズに応じてスマート水産業や海業の分野における資材の取扱推進を図ること等による組合員の漁業所得の向上や生活の安定への貢献

【第3の柱】浜での中核的役割発揮による漁村・漁業への貢献

① 組合員、JFによる様々な役割発揮

- ・水産物の安定供給による食料安全保障
- ・資源管理と海洋環境保全による資源と環境の回復
- ・森・川・海の連携を含めた「豊かな海づくり」の推進
- ・国境監視・海難救助をはじめとする多面的機能の発揮
- ・スマート水産業の推進による資源評価・管理の高度化と省人化・省力化等生産性の向上及び漁業者の安全確保への貢献

② 浜プラン・広域浜プランの実践

- ・漁業所得の向上と漁村地域の活性化
- ・浜の機能再編と中核的担い手の育成

③ 異業種や農林業・商工業との連携

- ・異業種や農林業・商工業者が有する技術・ノウハウの活用、協働

Ⅲ 具体的取組事項

1. 漁業者を支える事業・経営改革の断行

(1) 販売事業【最重点事項】

販売事業の抜本的強化を最重点事項として位置付け、実践します。その実態や改革の方向性は浜により異なるため、浜が自ら考え、自ら行動する観点から、その礎となる浜プラン・広域浜プランの積極的活用をはじめとして、サプライチェーン・バリューチェーンにおける様々な関係者と連携・協働のうえ、地域一体で取り組みます。これらにより、漁業者の所得向上に貢献します。

<生産面>

- ① 利用の結集による集荷力の向上
- ② 浜プランの取組等との連携や産地加工の強化による水産物の高付加価値化、未利用・低利用魚の活用（情報網の拡大、販売方法、販売手法の確保等）
- ③ プライドフィッシュ、マリンエコラベル等、外部認証取得、市場・加工場でのHACCP認証等衛生管理基準の取得による水産物の高付加価値化

<流通面>

- ④ 加工・流通・小売業者との連携による情報共有やネットワークの強化、マーケット・インの視点による取組
- ⑤ 広域浜プランの活用等による産地市場・施設の統廃合や事業の統合・連携・提携
- ⑥ 買参権の取得や買取販売の拡大による魚価の下支え
- ⑦ ECサイト等を活用した産直事業の実施
- ⑧ 物流の「2024年問題」に対応した物流体制の整備

<消費面ほか>

- ⑨ 魚種に応じた需給の平準化と輸出の拡大
- ⑩ ALPS処理水の海洋放出による影響の払拭に向けたJFグループとしての国産水産物の重要性訴求及び消費拡大の取組実施
- ⑪ 学校給食の推進による魚食普及や地産地消への貢献
- ⑫ 販売担当理事やプロ人材の活用による事業推進の強化

【図表1】取組イメージ



出典：水産庁

(2) 購買事業

取扱量向上プランの実践による利用の結集や、環境配慮型資材の取扱拡大を図ります。

- ① 取扱量向上プランの実践による石油製品の利用の結集を通じた、J Fグループ購買事業の強化
- ② 石油製品の品質維持、安定供給に努めるとともに、需要や流通の実態に応じた事業・施設の統合・連携・提携、物流の「2024年問題」に対応した物流体制の整備
- ③ 取扱量向上プランの実践による、J Fブランド商品等の取扱拡大、新たな領域への挑戦によるJ Fグループ購買事業の強化
- ④ 安定供給の維持に必要な収益を確保するため、事業利用の推進や必要に応じたコストの負担・分担のあり方にかかる関係者間での共有
- ⑤ 購買事業を通じた環境問題への取組、意識の啓発

【図表2】第7次 J F全漁連購買事業強化のための取扱量向上プラン（抜粋）

項目	内容
対象	石油製品、資材類
期間	2024～2026年度
目標設定	<p>【石油製品】 取扱数量は会員と協議のうえ、年度ごとに設定。 利用率は全会員60%以上、役員会員は80%以上。 ※既に達成している会員は更に10%以上の上積みを目指す。</p> <p>【資材類】 県域や浜ごとに多様な品目・規格が存在することから利用率は定めず、取扱金額をJ F全漁連が年度ごとに設定。会員（所属員を含む）の需要や事業化、収益性に資する提案を推進することで着実な取扱金額の増加を目指す。</p>
その他	<p>【新たな領域への挑戦】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 「海業（海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業）」、「ブルーカーボン」、「洋上風力発電」など新たな動きに対し、J Fを核に「漁業との共生・協調」の立場で取り扱いを推進。✓ 環境問題や藻場造成などに関心・興味のある企業群（員外）等に対する「J Fシェルナース」、「貝藻くん」、「自然冷媒冷凍機」など環境配慮型商品の取り扱いを推進。✓ 取扱量向上プランの展開を通じてJ Fグループの総合力により新たな領域へチャレンジ。

出典：J F全漁連

(3) 指導事業

海洋環境の激変への対応や資源・環境の回復、新規就業者・漁業後継者やJ F 職員の確保・育成などの取組を実践します。

- ① 海洋環境の激変に対するあらゆる対策の実施
- ② 自主的・共同管理を含めた資源管理のさらなる推進
- ③ 省エネ取組の実践や藻場・干潟の保全・回復や魚礁設置など漁場環境整備、種苗放流による資源増殖、栄養塩の適切な管理など、環境回復に向けた各種取組の推進
- ④ スマート水産業の実践による資源評価・管理の高度化、省人化・省力化等生産性の向上及び漁業者の安全確保の推進
- ⑤ 国産水産物の重要性訴求や消費拡大に向けた魚食普及活動の推進
- ⑥ 海洋環境の激変等を踏まえた営漁指導の実施（魚種の追加や漁法の転換等）
- ⑦ 浜プラン・広域浜プランの策定・実践支援や組合員支援策の適切な執行にかかるフォローアップの実施
- ⑧ 新規就業者・漁業後継者の確保・育成及び生産の中核を担う漁業者の支援
- ⑨ J F の経営安定化に向けた指導教育やJ F の発展のための取組の推進

(4) 信用事業

総合事業の一翼を担う浜のメインバンクとして、J F と連携して漁業経営改善制度の活用推進や漁業金融機能の強化、J F の販売力強化や漁場環境保全等の課題解決に向けた機能提供等に取り組みます。

- ① 漁業経営改善制度の活用推進による経営改善漁業者の確保と計画取組支援
- ② 漁業金融機能及び浜との接点の強化による適切な金融ニーズへの対応
- ③ J F の販売力強化や漁場環境保全等の課題解決に向けた機能提供
- ④ 漁業金融推進力の強化に向けた実務者協議体制の強化
- ⑤ 各組織の意向も踏まえた最適な事業運営体制の構築に向けた検討

【図表 3】 J F マリンバンクの取組概念図



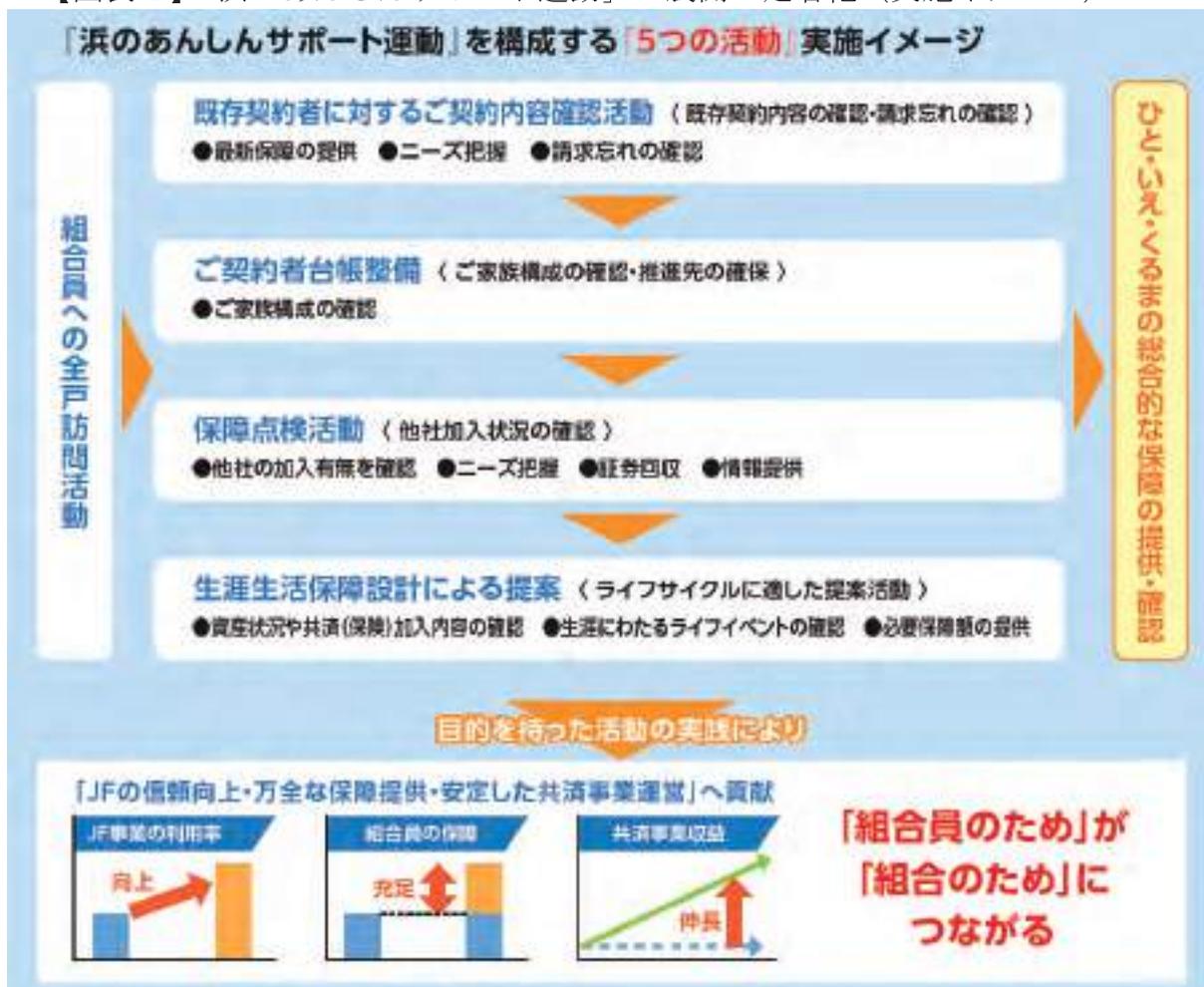
出典：農林中央金庫

(5) 共済事業

「浜のあんしんサポート運動」を積極的に展開し、JFの主要活動として定着化させることにより、組合員・地域住民一人ひとりに寄り添った保障提供を進め、JFの共済事業収入の増大に取り組みます。

- ① JF組合員・漁家世帯員及び地域住民に対するJF共済の浸透と一人ひとりに寄り添った保障の提供
- ② 「浜のあんしんサポート運動」の展開・定着化によるJFの信頼向上・万全な保障提供・共済事業運営の安定化と収益向上
- ③ 法人組合員等に対する取組強化

【図表4】「浜のあんしんサポート運動」の展開・定着化（実施イメージ）



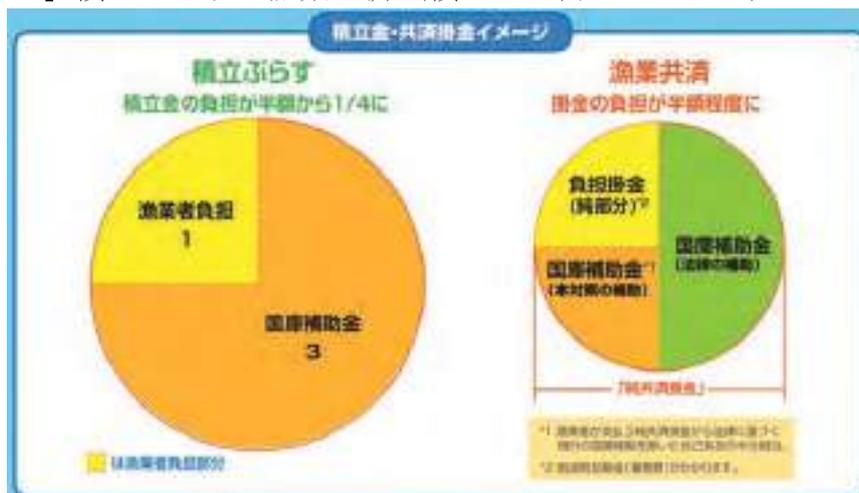
出典：JF共水連

(6) ぎょさい事業

「ぎょさい」の加入推進や未加入者の解消、「ぎょさい」と「積立ぷらす」の一層の浸透・定着に取り組みます。

- ① 漁業経営の安定に資する「ぎょさい」の加入推進、未加入者の解消
- ② 国、地方自治体、JFグループ等との連携による、「ぎょさい」と「積立ぷらす」のより一層の浸透・定着
- ③ 改正漁業法や水産基本計画に基づいた制度見直しの取組

【図表5】積立ぷらすと漁業共済（積立金・掛金イメージ）



出典：漁済連

(7) 漁船保険事業

未加入漁船の積極的加入推進や漁船船主責任保険の保険金額の増額推進などに継続的に取り組みます。

- ① 自然災害に対する備えとしての未加入漁船の積極的加入推進
- ② 高額な損害賠償責任に備えた漁船船主責任保険の保険金額の増額推進
- ③ 周辺国等の動向に注視し、戦乱等特約の加入推進
- ④ 漁業者の安全確保や海洋性レクリエーションの秩序化のためのプレジャーボート責任保険の加入推進

【図表6】漁船保険、漁船P I 保険



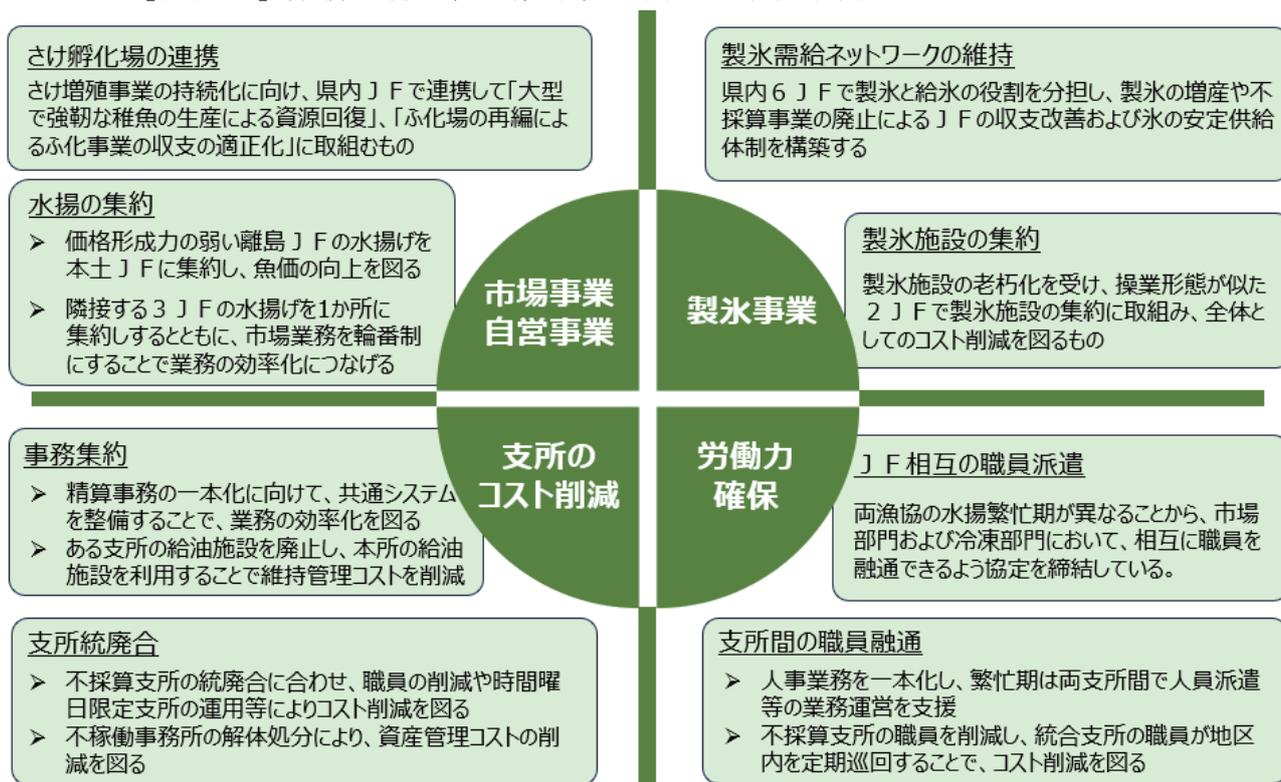
出典：日本漁船保険組合

(8) 事業基盤の整備（各事業共通）

各事業に共通する事項として、事業の遂行・円滑化に必要な以下の事項に取り組みます。

- ① 各事業の強化、合理化・効率化、各事業間の連携強化
- ② 要改善 J F 対策、J F 合併等組織再編
- ③ 固定資産の老朽化や過大な保持への対策（施設撤去にかかる補助事業活用に向けた行政との協議 等）

【図表 7】 業務の合理化・効率化に向けた取組事例



出典： J F 全漁連

2. 組織基盤の確立

(1) 協同組合の理念

協同組合の強みである出資・利用・運営の原則を再確認し、これに基づく協同組織の理念の浸透や事業の利用に活かす啓発を実施します。

国連は2025年を2度目となる国際協同組合年（IYC2025）と決定したことから、これを組合員・役職員における啓発の契機とし、全国段階や県段階における様々な施策の実施や協同組合間連携の強化に取り組みます。

また、JFが本来有している様々な機能・役割と組合員が担っている役割についても組合員・役職員が正しく理解し組織・事業運営を行うよう、いっそうの理解の促進や周知に取り組みます。

【図表8】 協同組合原則

協同組合原則	内容
第1原則 自発的で開かれた組合員制	自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。
第2原則 組合員による民主的管理	組合員が管理する民主的な組織であり、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。組合員は平等の議決権（1人1票）を有する。
第3原則 組合員の経済的参加	組合員は協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。
第4原則 自治と自立	組合員が管理する自治的な自助組織である。
第5原則 教育、研修および広報	組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。
第6原則 協同組合間の協同	地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。
第7原則 地域社会への関与	組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

出典：日本協同組合連携機構

【図表9】 JFが本来的に果たしている機能・役割

- JFは、漁業者の生産活動をサポートする機能から、他の協同組織にはない役割を併せ持っている（漁業権管理、漁場管理、資源管理、漁場利用調整、営漁指導等）。
- これらJFの機能・役割は、漁業生産活動の維持・継続や漁業調整には不可欠なものである。
- JFの構成員は、専ら漁業を生業とする漁業者（＝正・准組合員資格）である。
- JFと漁業者（組合員）との関係は本来的に密接不可分であり、漁業者はJFの行う事業を積極的に活用し、JFの安定的な事業運営に協力する役割を担っている。
- この原理・原則のもと、その地域に居住する漁業者が、自らの意思に基づきJFに参加し、各種事業を利用し、それによるサービスを楽しみながら、相互に助け合い、総意に基づき、共同で事業を運営していくことでJFは成り立っている。
- その関係のもとで実施するJFの販売事業の仕組みは、漁業者の経営とJF運営の安定性の基本となるものである。

出典：JF全漁連

(2) 新規就業者や漁業後継者、JF人材の確保・育成

新規就業者や漁業後継者の確保・育成に関連施策も活用の上継続的に取り組みます。

青壮年活動の支援による将来の浜のリーダー育成や女性参画を推進するとともに、有識者、異業種等の多様な人材が活躍・協働するよう、関係者の意識改革・啓発やJFの事業や経営にかかる理解醸成のための研修などを実施し、組織のさらなる活性化につなげます。

また、浜とJFを牽引するJF役職員の確保・育成に向け、安心して働きがいのある組織を目指し、JFの基盤強化を図りながら、協同組合の特長を訴求して採用活動や人

材育成を強化するとともに、地域や組織の実情に応じて待遇改善に取り組みます。

全国漁業協同組合学校については、JFグループの人材確保・育成における課題への対応の一環として、JFからの声・ニーズや今日的情勢さらには同校のリソース活用の観点を踏まえつつ、抜本的な改革を含めた今後のあり方を検討します。

(3) 中核JFの組成・育成

事業機能提供、漁村地域への貢献、健全経営等により中核的漁業者を支える態勢にある「中核JF」を、自らの事業・経営改革の取組により組成・育成します。

目指す中核JFの姿（要件等）は、①漁業者・地域から求められる機能・役割、②健全経営、③これらを実現するための組織再編の3つの観点やその組み合わせにより、より多くの組合員の参加・利用が期待できる内容を実態に応じて県域で定めることとします。県1JFや合併構想の実現により健全経営を果たしているJFは、中核JFとして事業・経営改革、組織基盤のさらなる強化、漁村・漁業への貢献等に持続的に取り組みます。

【図表 10】 中核JFの要件設定の考え方（例）

観点(項目)		考え方	県域における要件設定(例)	
① 求められる機能・役割	資源管理 漁場管理	安定的かつ持続的に地域社会を支え、漁業の発展に繋げるべく、漁業者とともに適切な資源管理・漁場管理に取り組む。	県域アクションプランで選択する「第3の柱」の取組事項を要件として設定する。	
	地域(浜)の活性化牽引	地域活性化の中心的役割を果たす中核JFには、将来的に地域をリードする人材が不可欠であり、行政等関係機関とともに漁港漁村地区の将来像づくりの一端を担う地域のリーダー(または、将来的にリーダーとなり得る)である中核的漁業者や、JF事業のプロとなる役職員を育成する。		
	指導事業	中核的漁業者のニーズに応える取組支援(営漁指導、漁業経営指導等)や各種補助事業の遂行のため、指導専担者を置き、充実した指導事業を実施。		県域アクションプランで選択する「第1の柱」の事業やその取組事項を要件として設定する。
	販売事業	既存の取組を継続しつつ、販売力強化や流通システムの刷新等により、消費者のニーズを先取りした新たな水産バリューチェーンの構築に向けた取組を実践。		
	購買事業	漁業者の要望に沿う高品質な漁業用資材類を安定的に供給すること等により、さらなる取扱の向上を推進。		
	共済事業等	共済事業は、「浜のあんしんサポート運動」を実施し、組合員・漁家世帯員および地域住民に対して、JF共済を広く浸透させ、一人ひとりに寄り添った保障を提供する。 その他、様々な事業について漁業者の生活の安定化に資するべく、相談機能を強化し、ニーズに応じたサービスを提供する。		
② 健全経営	中核JFに求められる機能・役割を果たすためには、例えば、事業取扱量、組合員数、役職員数、良好で安定的な事業基盤と財務状況その他の要件において、一定規模等を有することが必要		販売事業取扱高〇億円以上、組合員数〇名以上、事業利益〇億円以上、純資産〇億円以上 繰越欠損金なし、等	
③ 組織再編	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県域で定めた合併構想を実現したJF ✓ 合併構想の途中段階のJFや、県域で定めた要件等とその規模を満たすJFで、最終的に県域で定めた合併構想を実現する予定のJF 			

出典：JF全漁連

【図表 12】海業について（漁村型の例）

項目	1. 政策、加工施設			2. 観光・レジャー・清泊		3. 体験・教育	4. 養殖
写真 (イメージ)							
漁港等 所在	高来 石川原志賀町	小本 岩手県下閉伊郡 岩泉町	美濃崎 大分県杵築市	内外海 福井県小浜市	藤原 兵庫県淡路市	太田 和歌山県太田町	小泊 高知県中泊町
取組JF	JFいしかわ	JF小本漁	JFおたけ	JF小浜市	JF伝統	JF太田町	JF小泊
主な取組	漁港用地に回転 寿司と酒肴所を開 店（補助用地が県 単独用地の交換）	漁港所の産地と養 殖を両立（町が保 有し、JF小本が が施設管理者と なって運営）	荷卸・ハセ処理施 設を新設し、市や 商工会と連携した 加工事業を拡大	漁船クルーズや 養殖魚網や体験 等の地域内の多 様な活動の拠 点として活用	JF漁港の館開 業と市場に起 業した観光、漁 業体験見学プラン の企画	体験プログラムを開 発、提供（クジラ のふれあい体験や漁 業体験を軸に）	マグロガレイの陸 上・海面（魚道 内）養殖
取組効果・ 目標とか	漁港来訪者80千 人、地元雇用者 8人、寿司店売 上8910万円、漁 産売上1150万 円（2019年）	来客数14千人、 地元雇用者数4 人、販売金額198 百万円（2020 年）	2020年3月に新 設後、ハセ加工製 品（惣切りハセ） の生産実績28トン （2022年産）	2007年からの来 訪者数（累計） 41千人	漁業体験見船運 航回数80回、交 流人口2,970人 （2019年）	体験人数3,730 人、事業収益24 百万円（2021 年）	2023年度に10千 尾、将来目標は20 千尾を目指して事 業を拡大（2018 年からの実績記録）

出典：JF全漁連

【図表 13】スマート水産業の取組イメージ

スマート水産業が目指す2027年の将来像



出典：水産庁

3. 浜での中核的役割発揮による漁村・漁業への貢献

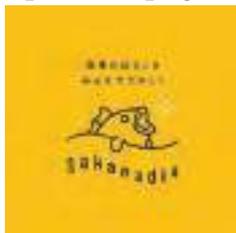
(1) 組合員・JFによる様々な役割発揮

自主的・共同管理を含めた資源管理のさらなる実践と、藻場・干潟保全等の漁場環境回復にかかる取組により資源と環境の両方の回復を図るとともに、研究機関等との提携による知見の蓄積や都市と漁村の交流の実践や森・川・海の連携、栄養塩の管理等を通じて豊かな海づくりの実現に貢献します。その際は必要に応じて、沿岸漁場管理制度の活用により、これら取組の効果が裨益する組合員以外の者から負担を求めることも検討します。

また、①食料安全保障の担い手としての水産物の安定供給という本来的な役割に加え、②沿岸域の環境・生態系保全と適切な資源管理、③国境・沿岸域の監視機能や海難救助といった、“3つの防人”として組合員・JFの役割を実践し、漁業・漁村の多面的機能を発揮するとともに、これら取組にかかる地域住民や国民への周知・啓発に取り組みます。

さらに、スマート水産業を推進することにより、資源評価・管理の高度化や、生産・流通面での省人化・省力化など生産性向上及び漁業者の安全確保にも貢献し地域課題の解決につなげるべく、JFがその推進・普及に主体的・主導的な役割を發揮します。

【図表 14】 JF全漁連による情報発信（サカナディア）



「Sakanadia（サカナディア）」はJF全漁連が運営する漁業や魚の情報を発信するWEBメディアです。楽しく正しい情報を発信し、多くの人が漁業を身近に感じ漁業への関心を深めることで、持続可能な日本の漁業を未来へつなげていくことを目指します。

出典：JF全漁連

【図表 15】資源管理の推進のための新たなロードマップ

資源管理の推進のための新たなロードマップ

これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が整って来たが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

		令和2～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		旧ロードマップ(フェーズ1)	新ロードマップ(フェーズ2)						
資源調査・評価の高度化	① 資源調査		<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国産の魚種情報等の収集を推進 ICT調査機器や遠隔解析装置を導入・活用 → 新たな様・海域へ拡大 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進 						
	② 資源評価	資源評価対象種を192種まで拡大(目標:200種程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 192種の資源評価対象種について、進捗段階に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 MSYベースの資源評価対象資源 R5:38資源 → R12:45資源程度 ● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの取組を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新(当該年)のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施 						
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度までに漁獲量ベース(※1)漁獲量で漁獲される魚種、資源評価対象種(※2)で管理される魚種(※3)の導入を推進し、(※1)で8割をTAC管理開始 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。) 						
	資源改善等	○漁獲量ベース(※1)で6割の資源にTAC管理を拡大(目標:8割をTAC管理) ○MSYベースの資源の4割がMSY水準以上	<ul style="list-style-type: none"> ● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(漁獲への対応、実態的な漁獲や資源の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る ● 休漁管理、配当、配分等に関する運用の改善、補助金管理、資源回復に関する漁具・漁法等の技術開発、改良等 ● 課題解決のために求められる運用改善の手法等は、必要に応じて、他のTAC資源への展開を図る。 ● 関係機関や関係するRFMOにおける協議や協力を推進 ● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実態状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の提供・保存等を義務付け ● 制度を整備 						
IQ管理の推進		大臣許可漁業の11漁種・資源に導入(目標:TAC資源を主な対象とする大臣許可漁業に原則IQを導入)	<ul style="list-style-type: none"> ● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手段の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 ● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 ● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行) 						
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進		資源管理協定への移行を完了(目標:協定への移行を完了)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定を公表 ● 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 ● 資源管理協定の取組を実施(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) ● 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 ● 成功事例の共有・横断的を促進 						
漁獲の管理の推進	クロマグロ以外	クロマグロについて、広域漁業調整委員会指示による管理を実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等) ● 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) ● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進 ● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遡漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遡漁の管理手法の検討・試行を推進 						
DX推進による業務の効率化		○500市場等で電子的情報収集体制を構築(目標:400市場以上) ○大臣許可漁業で電子的報告体制を構築(目標:大臣許可漁業の電子的報告の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 現場に活用するための現場支援を推進 漁獲情報のワンストップに向けたデータ利活用 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に活用できる体制の構築を推進 ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 全ての沿海都道府県で利用 I T環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実務機関で利用 						

資源管理の推進によって、444万トンを目指し漁獲量を回復させる。(※2)

海洋環境の変化による影響を踏まえ、より高度な資源評価を着実に推進

MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上に、その資源量をMSY水準以上に引き上げる

IQ管理の推進と漁獲情報の安定化

実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現

資源に応じた遡漁と漁業の一貫性のある管理の実現

報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現

出典：水産庁

(※2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持

(2) 浜プラン・広域浜プランの実践

浜プラン・広域浜プランが漁村地域全体に効果が及ぶ内発的な取組計画であることを改めて確認したうえで、高度化する第2期・第3期プランへ順次移行し、漁村地域の活性化や浜の機能再編、中核的担い手の育成にかかる取組を着実に実践します。

また、プランの実践のみにとどまらず、県域・全国段階でのフォローアップの支援や様々な事例や支援施策の提供・共有を通じて、J F、J F 漁連、J F 信漁連の積極的な参画によりプランの実効性をより高めます。

【図表 16】 浜プランの取組支援

浜プランの取組支援	
概要	<ul style="list-style-type: none">✓ 水揚減少や漁業生産コストの増加等の影響を受ける中、より「足腰の強い」浜プランの策定・実践が必要である。✓ 漁業者を中心に地域一体となり漁業所得向上を目指す取組として、浜プランの効果をさらに高めていくことが重要であり、異業種連携や海業を含む漁業所得向上に向けたプランの策定・実践支援、浜ドック会議の開催等によるフォローアップ支援を行っている。
一 策定・実践支援	<ul style="list-style-type: none">■ 付加価値向上等による収入向上とコスト削減による漁業所得向上、事例収集・展開等による取組支援■ 「漁業・異業種連携促進事業」等で培った企業や専門家とのネットワークの活用による漁業者・J Fと企業等のマッチング支援等■ 浜の実態やニーズに応じた海業の取組支援
一 フォローアップ支援	<ul style="list-style-type: none">■ 浜プランの進捗状況や認識共有等を目的とする浜ドック会議の開催

出典：J F 全漁連

【図表 17】 異業種セミナーイメージ



【図表 18】 浜ドック会議イメージ



出典：J F 全漁連

【図表 19】 海業イメージ



出典：浜プラン. j p

(3) 異業種や農林業・商工業との連携

(2) の浜プラン・広域浜プランの実践を含め、異業種企業や農林業・商工業者、その関連団体が有する様々な技術・ノウハウを積極的に活用し協働することで互いの価値を高め、漁村地域社会の発展に貢献します。

【図表 20】 農林漁業団体と商工業団体の連携



(農林漁業・商工業団体による連携協定)



(まるごと福島フェア)

出典：J F 全漁連

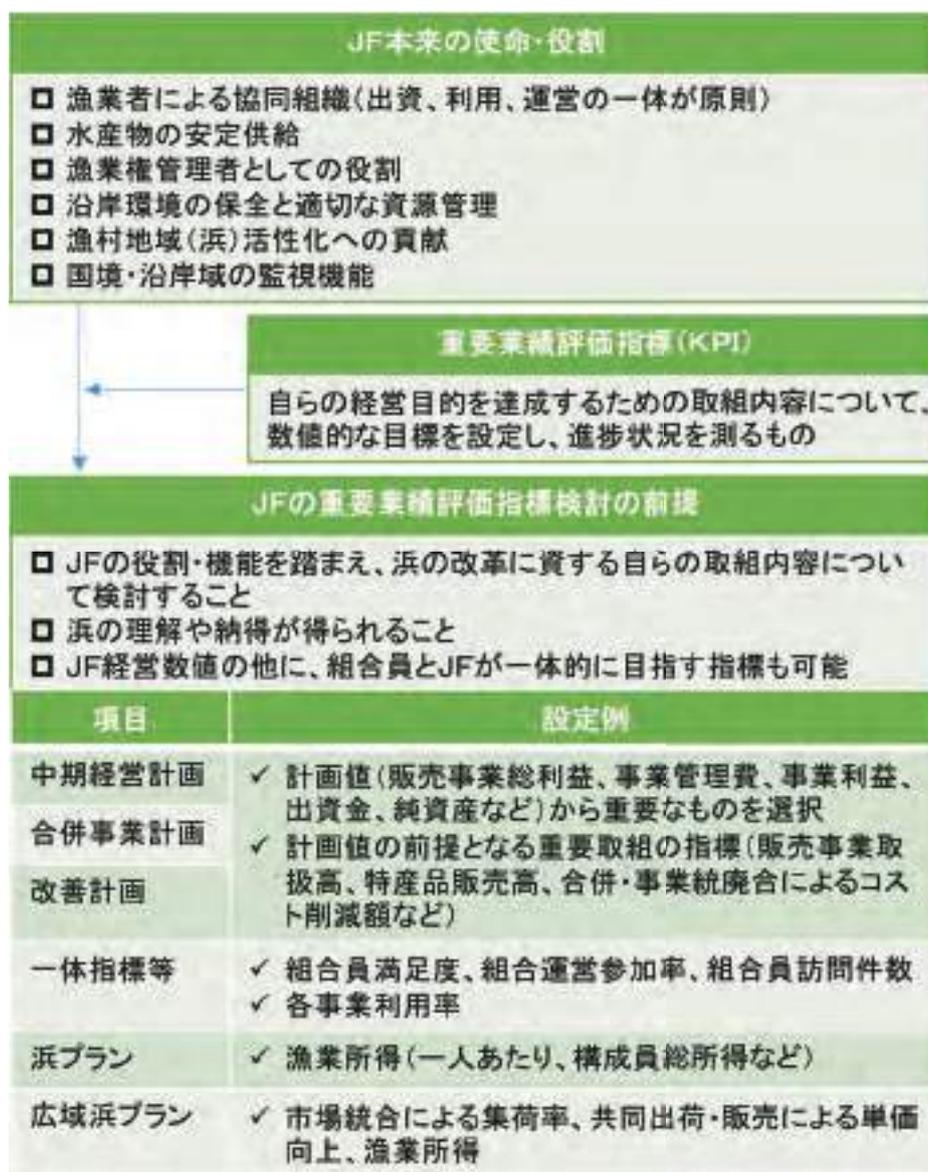
4. 全体進捗管理

(1) 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）とは、自らの経営目的を達成するための取組内容について、数値的な目標を設定し、進捗状況を測るためのものです。

JFでこうした指標を設定する場合、本来の使命・役割を十分に踏まえ、運動方針や浜プランなどの取組とも整合性を図りつつ、浜の理解や納得を得て、浜の改革に資する自らの取組の指標として検討していきます。その際、JFの経営計画（中期経営計画、合併事業計画、改善計画等）や浜プラン・広域浜プランの設定値の活用をJFの目標達成の手段の一つとして考えていきます。

【図表 21】 JFにおける重要業績評価指標（KPI）について



出典：JF全漁連

(2) 県域アクションプラン

全国段階が例示する項目も参考に県域が取組内容を取捨選択し、これに県域の独自項目を設定するなど、県域がより主体的にアクションプランを策定したうえで、その実践・進捗管理を行います。

その際、漁業との共生・協調のもとで行う海業や洋上風力発電といった個別の施策については、先行利用者としての漁業の立場をしっかりと踏まえたうえで、漁場の適正な管理・活用のもと、県下の実態やニーズに応じて検討・整理するものとします。

(3) 運動の実践主体

地域の実態に則した取組を実践する観点から、既存の枠組みの地域水産業再生委員会や広域水産業再生委員会の活用などを検討していきます。

IV 参考資料

1. 前運動方針の振り返り

(1) 総括

前運動方針では、「漁業者自らが進める浜の構造改革」、「浜の改革を支える J F グループの改革」、「新たな制度等への的確な対応（水産政策の改革等）」、「地域社会・地域漁業への貢献」の4つを重点事項（取組の柱）とし、県域ではこれを踏まえた取組事項をアクションプラン（行動計画）として策定のうえ実践してきました。

重点事項ごと、事業ごとの振り返りは次頁以降に記載していますが、取組3カ年（2020～2022年度）にかかる県域の振り返り及び J F 全漁連が実施した会員向けアンケートでは、県域の取組は相応に進捗しているとの評価が多く、取組事項の内容や網羅性についても総じて肯定的な評価がなされています。

一方で、3ページに記載しているとおり、J F グループ内外の様々な要因により、取組が途上・未達の項目も多くあります。これらの積み残し事項や計画的・段階的に取り組む必要がある事項については、本運動期間においても継続的な対応を図っていく必要があります。

また、運動方針そのものに対する J F の温度差や浜への浸透度合い、取組項目が網羅的であるがゆえに県域の実態・ニーズに応じたメリハリのある実践につながらなかったとの指摘もなされており、本方針では県域の実態を踏まえたより実践的・実効的な対応を図る必要があります。

【図表 22】前運動方針の重点事項



出典：J F 全漁連

(2) 重点取組事項の振り返り

① 漁業者自らが進める浜の構造改革

新規就業者の確保・育成並びに生産の中核を担う漁業者への支援を強化するとともに、浜プラン・広域浜プラン等を実践し、浜の構造改革に取り組みました。

具体的には、新規就業者確保・育成支援事業による新規就業者の確保・育成や、漁船リース事業・新リース事業等を活用し、生産の中核を担う漁業者の支援を強化するとともに、その他関連施策も活用し水産業の成長産業化と資源管理の両立に向けた漁業者の取組を積極的に支援しました。

【図表 23】 浜プランの取組状況



出典：水産庁

【図表 24】 広域浜プランの取組状況



出典：水産庁

② 浜の改革を支えるJFグループの改革

浜プランや広域浜プランを活用し、市場集約や集荷・物流拠点の再編・整備といった機能再編、産直事業・直販事業（ECサイトを含む）や輸出事業の強化といった販売事業改革に取り組みました。

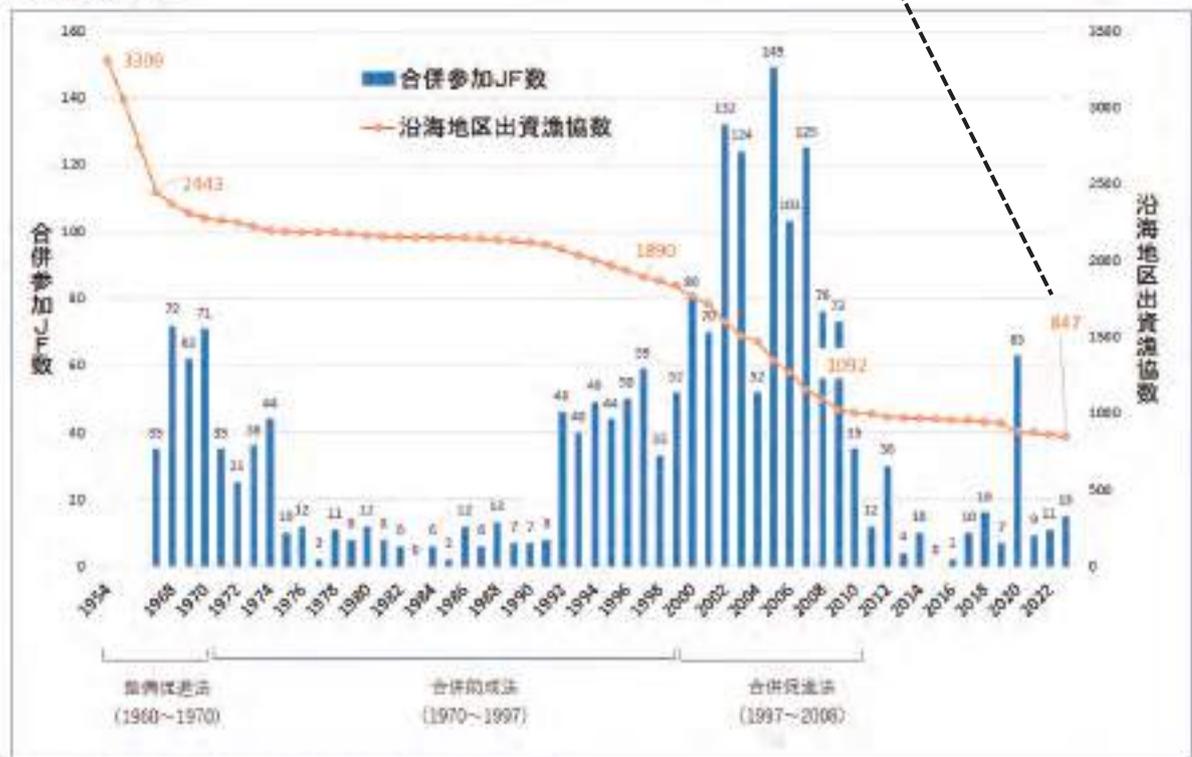
また、JFが役割・機能を十全に発揮できるよう、合併基本計画に基づく合併の推進、小規模JF対策に取り組みました。本取組に基づきJFの経営改善を進め、要改善JF数は、2019年度末15県域・48JFから2023年度末13県域・44JFに減少しました。

販売事業のほか、総合事業体としての役割発揮に向け、各事業の改革にも取り組みました。

【図表 25】 J F 数の推移

2024年3月末現在、847 J F

＜J F 数の推移＞



解散等の事後利用により過年度の係数を減じて修正することがある。

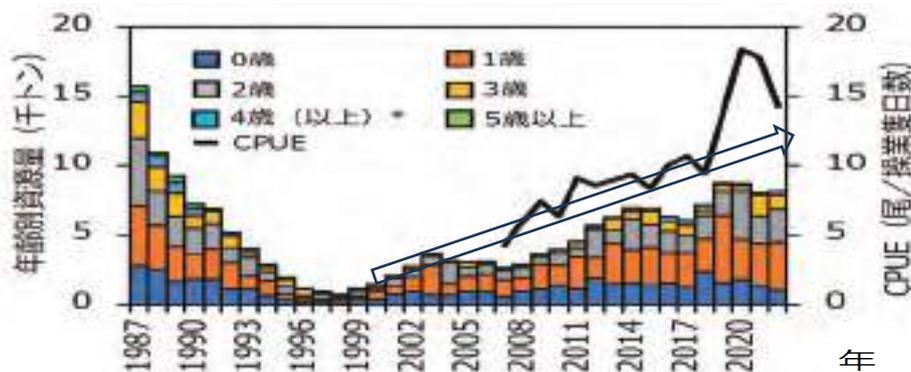
出典：J F 全漁連

③新たな制度等への的確な対応（水産政策の改革等）

改正漁業法のもとでの新たな資源管理や海面利用制度の適切な運用に向け、漁業者の理解と協力を得た上で進めるよう、これらの取組事項にかかる J F グループの意見反映や政策提言を行うとともに、引き続き水産資源の持続的な利用のための漁場管理・資源管理に取り組みました。

また、特定組合への公認会計士監査の導入に際し、関係者への周知・啓発やアドバイザー機能提供を通じて円滑な移行を支援しました。

【図表 26】 自主的資源管理によるサワラ瀬戸内海系群の資源回復の状況



サワラ瀬戸内海系群の資源量は、1987年以降急激に減少し1998年に0.7千トンとなったが、関係11府県が連携して目合いの制限や休漁期の設定等の漁獲努力量削減の取組を行った結果、2022年には8.1千トンまで回復した。

出典：水産研究・教育機構

④地域社会・地域漁業への貢献

活力ある漁村地域づくりに向けて、農林業者や商工業者及びこれらにかかる関係団体との協働・連携を強化するとともに、海業にかかる取組事例や支援施策の周知などを実施しました。

また、漁業・漁村の多面的機能の発揮に向け、藻場・干潟保全や国境・沿岸域の監視等をはじめとする支援施策も活用しながら漁業者の取組を積極的に支援しました。

(3) 事業ごとの振り返り

①販売事業

各浜の実態に応じて事業強化にかかる様々な取組を実践しました。販売事業のあり方はJFにより様々であり、例えば加工機能を有するJFにあつては、消費者ニーズに応えた調理簡便商品作りを行うことで、商品価値を向上させる取組を行いました。

販売事業の取組は浜ごとに異なる実態やニーズを踏まえる必要があることから、これを具現化した浜プラン・広域浜プランの活用や関係者との連携・協働、関連施策の活用などを積極的に行いました。

その結果、浜の創意・工夫を凝らした取組が出現する一方で、コロナ禍による一部魚種の需要減退、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の輸入規制、特定魚種の水揚げの減少などの影響を大きく受けている浜もあり、JFの基幹事業として引き続き事業の強化に取り組む必要があります。

②購買事業

利用率の向上を推進するとともに、需要の減少や物流体制の変化等を踏まえた供給体制の見直しを推進しました。

JFブランド商品の取扱を推進するとともに、総合事業体として組合員の漁業経営に資する国の施策の活用を通じてJFグループ購買事業の取扱を強化しました。

これらにより燃油・資材類の品質維持や安定供給、組合員の漁業コストの低減・安定化に寄与したものの、価格の上昇・高止まりや環境問題をはじめとした今日的な課題・ニーズを踏まえた対応が必要です。

③指導事業

重点取組事項の推進に向けて、指導事業面からの各種機能提供や政策提言、関係予算確保の運動展開、各事業・関係団体との連携、研修の実施などを行いました。特に、水産関係予算の確保に向けて強力な運動展開を行い、6年連続で総額3,000億円を超える水産予算を確保しました。

今後も漁業者のニーズに応える指導事業を展開していく必要があります。

④信用事業

JFマリンバンクを挙げて、漁業者の経営相談に応えられる体制をつくり、漁業者の所得向上や事業承継、水産業の成長産業化などを実現するために、各県で金融窓口を担う信漁連などが漁業経営に役立つコンサルタントなどの派遣を行う仕組み（漁業者経営相談センター機能）を構築しました。

また、チャンネル転換による要員体制の再構築を進め、利便性を維持しながら、漁業金融機能強化等に向けた事業運営体制づくりに取り組みました。

加えて、円滑な漁業金融に不可欠な漁業保証保険制度の維持に向け、事故率抑制による低廉な保証料率の実現のため「共通審査項目と期中管理の行動指針」を取りまとめ、その取組を開始しました。

このほか、広域信漁連の発足に伴う資本充実による大型案件の融資対応や顧客サービスの拡充等の実現、県1 J Fの信用事業譲渡による事業基盤の強化と総合事業体の一翼を担うマリンバンクの金融機能提供という新たな事業モデルの構築、さらには農林中金の助成事業の活用により J Fが行う藻場の保全活動などへの伴走支援に取り組みました。

⑤ 共済事業

前運動方針の2020年度から2024年度は、J F共済3か年計画においては2期にわたる期間であり、「浜の安心を未来へ～ひろげよう共済の輪～(2020～2022年度)」及び「浜の笑顔を共済とともに(2023～2025年度)」を策定し、「組合員・地域住民の暮らしの保障に万全を期す」ために、各種施策について J Fと J F共水連が共同で取り組みました。

最重要施策として「浜のあんしんサポート運動」を展開し、組合員との接点を強化、J F共済の輪の拡大を図るとともに、万全の保障を提供することを目的に取り組みました。

しかしながら、2020年度からのコロナ禍により、J F組合員への訪問が難しい時期や地域が発生し、共済推進活動が制限される事態が長期間にわたり生じた結果、「浜のあんしんサポート運動」の実施率は、年々上昇しているものの低い水準で推移しており、生活総合共済(くらし)の保有契約高は年々拡大しているものの、主力である普通厚生共済(チョコー)の保有契約高は年々減少しています。

チョコーの保有契約高の減少により、J Fの共済事業収入は減少していることから、今後も「浜のあんしんサポート運動」を積極的に展開し、J Fの主要活動として定着化させることにより、組合員・地域住民一人ひとりに沿った保障提供を進め、J Fの共済事業収入の増大に取り組んでいく必要があります。

⑥ ぎよさい事業

共済団体は、2020年度から「令和の備えも『ぎよさい』と『ぷらす』」をスローガンに掲げたぎよさい普及推進全国運動を展開し、加入推進を行いました。その結果、初年度に過去最高の加入実績を記録しました。

その後は新型コロナウイルス感染症の影響による魚価安や主要魚種の漁獲量の変動が続いたこと、主要養殖種の生産量が増減したことなどにより、共済金額は変動しているものの、加入率は堅調に推移しています。

コロナ禍が一段落した2023年度には、国・地方自治体・J Fグループ等との連携により、「ぎよさい」実績は再び増加し、「積立ぷらす」実績は過去最高を記録するなど、ぎよさいの浸透・定着が進んでいます。

共済金の支払と積立ぷらすの払戻金は、不漁に加え、コロナ禍による魚価安等により2018年度から急速に増加し、2021年度には過去で最も多い1,345億円となり、漁業経営を守る重要な役割を果たすことができました。

制度見直しについては、漁業者の意見が十分反映されたものとなるよう漁業実態把握のための調査を行い、関係漁業団体及び共済組合と検討を始めています。

⑦漁船保険事業

漁業者の信頼に応え、漁業経営の安定に資するため、以下の漁船保険事業推進に取り組みました。

- ・自然災害に対する備えとしての未加入漁船の積極的加入推進

南海トラフ巨大地震への備え、漁業経営の安定化のため、本所及び各支所が連携し一丸となって加入推進を展開しました。漁船隻数の減少等厳しい状況の中、特筆するような伸びはないものの、加入率、保険金額等を維持すべく鋭意推進に取り組みました。

- ・高額な損害賠償責任に備えた漁船船主責任保険の保険金額の増額推進

高額な損害賠償事故例などに関するチラシ等を作成したうえで、漁業者等に賠償資力の確保の必要性や重要性を説明し、本所及び各支所が連携し一丸となって増額推進を展開し、一定の成果を挙げました。

- ・周辺国等の動向に注視し、戦乱等特約の加入推進

2017年度において各保険種類に戦乱等特約を新設して漁業者のニーズに的確に対応するとともに、戦乱等特約に関するチラシの作成配布や各支所において説明会等を開催して漁業者等へ周知しました。

- ・漁業者の安全確保や海洋性レクリエーションの秩序化のためのプレジャーボート責任保険の加入推進

プレジャーボートの在籍隻数の減少等、厳しい状況ではありますが、各支所において加入計画を策定したうえで、プレジャーボートの新規及び既存の係留施設への保険加入義務化の働きかけなどを中心に加入推進を実施し、継続的に前年度を上回る加入隻数を達成することができました。

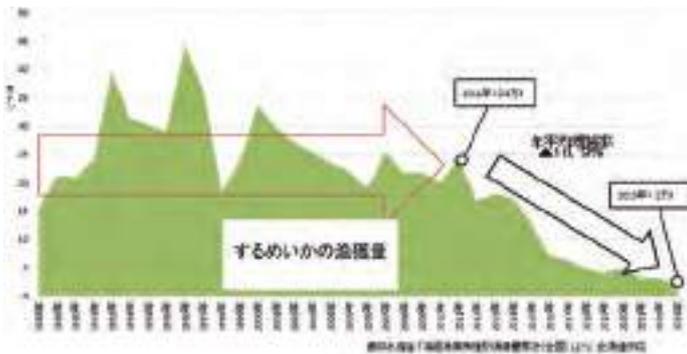
2. JFグループを取り巻く情勢

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

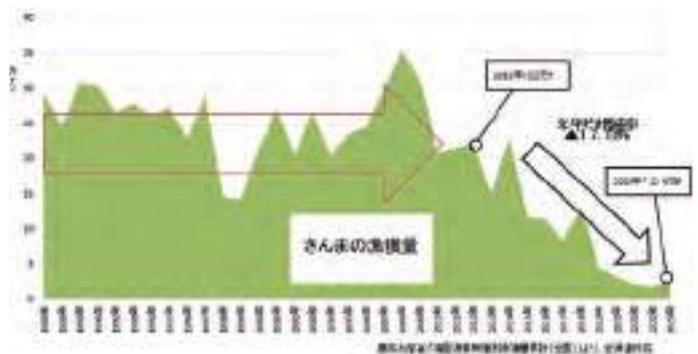
①生産量の推移

漁獲量の推移を見ると、2010年頃以降、急激な減少に見舞われています。主要魚種であるサケ類、サンマ、スルメイカを見ても、2010年を境に比較的安定して推移してきた漁獲量が急減しています。

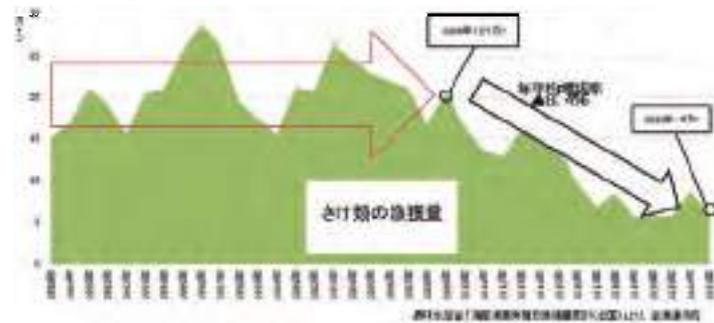
【図表 27】 スルメイカの漁獲動向



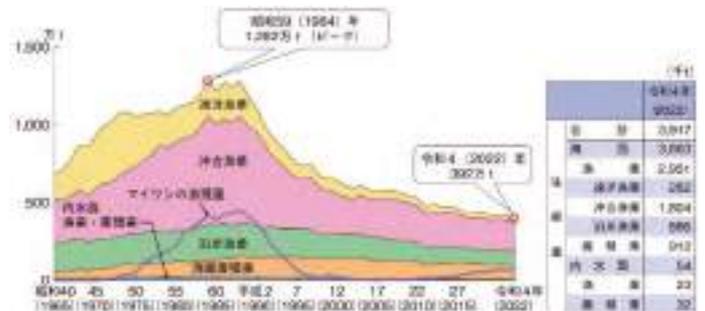
【図表 28】 サンマの漁獲動向



【図表 29】 サケ類の漁獲動向（さけ類）



【図表 30】 漁業・養殖業の生産量の推移



出典：JF全漁連（図表 30 以外）、水産白書（図表 30）

②漁獲金額の推移

2022年の漁業産出額は1.6兆円で、1989年の約6割となっています。

一方で、浜プランの取組などもあり、2020年に1.3兆円に減少して以降、2021年からは上昇に転じており、現在は2017年と同レベルに回復しています。なお、漁業者一人あたりの状況について「基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の経営状況の推移」をみても、同様の傾向を示しています。

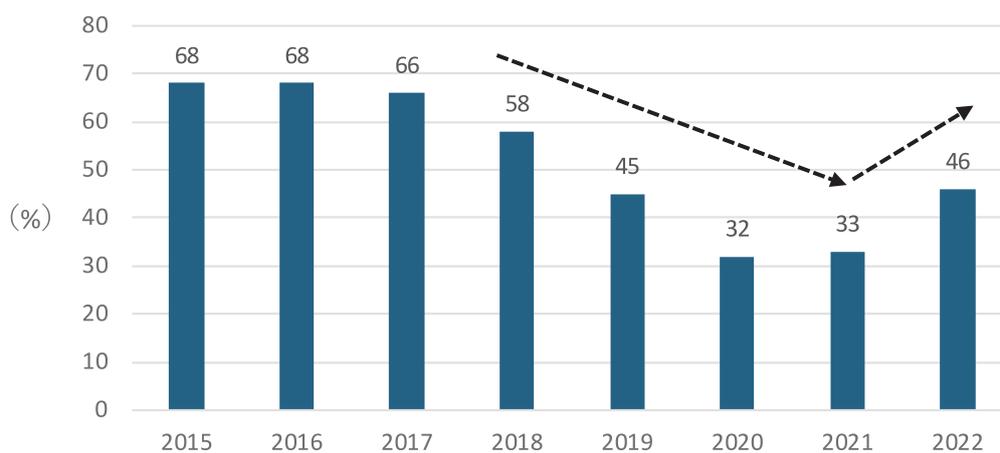
今後、生産段階における付加価値向上・魚価向上の取組をさらに強化し、全体の漁業産出額ならびに漁業従事者の所得の双方の回復をさらに促進していくことが重要です。

【図表 31】 漁業産出額の推移



出典：農林水産省

【図表 32】 浜プランにおける漁業所得の目標達成率



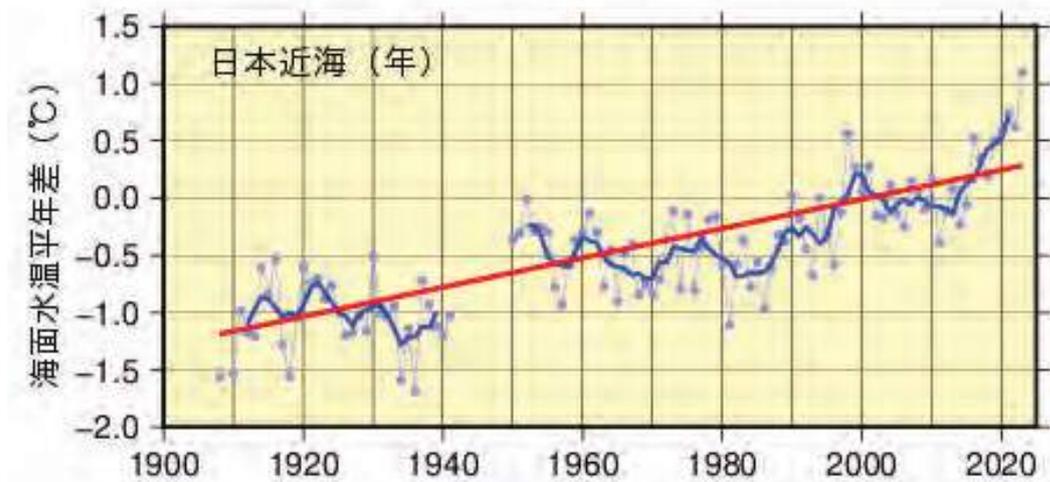
出典：水産庁

(2) 海洋環境の激変

日本近海の海水温はここ 100 年で 1.28℃も上昇し、2023 年 8～9 月の平均海面水温は統計開始以来、最も高い記録となっています。2018 年から始まった黒潮の大蛇行は 6 年を超え過去最長の状況にあり、黒潮続流も例年ならば房総半島沖から東に流れるものが、2023 年 7 月には三陸沖にまで達し、同海域は記録的な高水温に見舞われています。

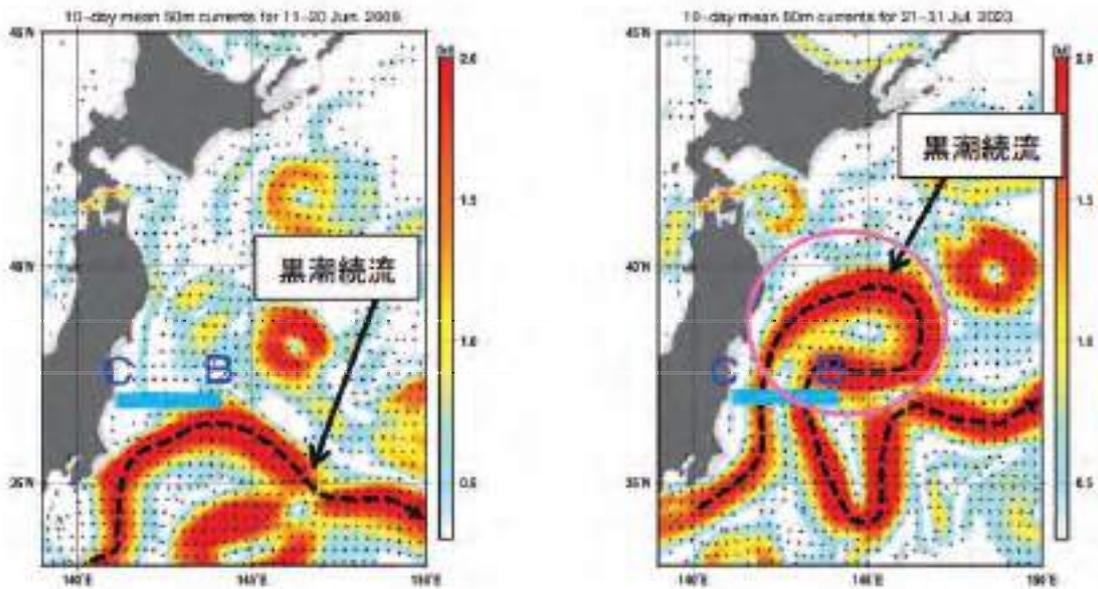
“海のゆりかご”と呼ばれ、多様な生物を育む藻場・干潟は高度経済成長期以降、4 割も減少しています。青年漁業者からも海洋環境の変化を指摘する様々な声が寄せられており、資源管理と海洋環境保全による資源と環境の回復が急務となっています。

【図表 33】 日本近海の全海域平均海面水温(年平均)の平年差の推移



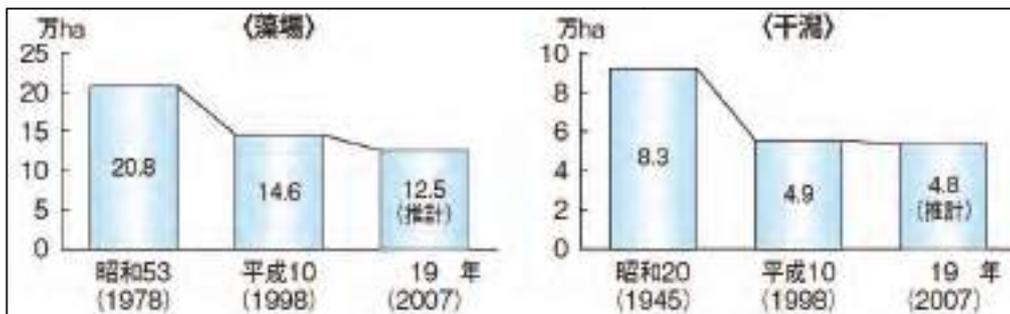
注：青線は1991年～2020年の30年間の平均水温を0°Cとした5年移動平均値
出典：気象庁

【図表 34】 2009年6月中旬（左図）と2023年7月下旬（右図）の深さ50mの海流分布図



出典：気象庁

【図表 35】 藻場・干潟面積の推移



出典：水産庁

【図表 36】海洋環境の激変を訴える青年漁業者の声



出典：J F 全漁連

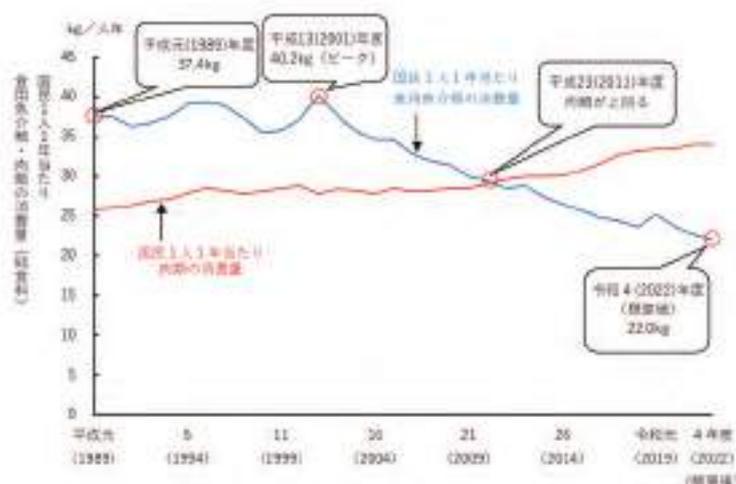
(3) 水産物消費の動向

食用魚介類の1人1年あたりの消費量（純食料ベース）は2001年度をピークに減少傾向で、2022年度は22.0kg（概算値）となっており、肉類の消費量との格差が広がっています。

2023年の生鮮魚介類の1人1年あたりの購入量は、前年より5%減少しました。

一方で、同年の生鮮魚介類の消費者物価指数は前年より10%上昇。肉類や食料品全体の上昇率を上回っています。肉類を除き、各品目において食品全体の物価が上昇すると消費量が減少する関係がみられることから、物価高における魚食普及や消費拡大の取組を行っていく必要があります。

【図表 37】 食用魚介類の1人1年あたり消費量の変化（純食料ベース）



出典：農林水産省

【図表 38】 生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出金額・購入量の推移



資料：総務省「家計調査」

注：1) 対象は二人以上の世帯。

2) 平成30 (2018) 年に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要。

出典：水産庁

【図表 39】 食料品の消費者物価指数の推移



出典：総務省

(4) 水産物流通の動向

日本には、高鮮度の水産物を全国各地に届ける市場流通の仕組みがあります。この仕組みを支える産地卸売市場・消費地卸売市場の数について、産地卸売市場は概ね横ばい傾向、消費地卸売市場は減少傾向にあります。

日本産水産物の持つ「安心・安全」、「高鮮度・高品質」という強みは、旧来より先人達が構築した市場流通の仕組みの上に成り立ち、この仕組みは一朝一夕で作り上げることはできません。この国外からも注目を受ける市場流通の仕組みは、日本の魚食文化の礎であり、インバウンド需要取り込みの一助となっています。

この仕組みの機能を最大限発揮すべく、産地市場における集荷力の向上など、市場流通の強化に取り組み、日本産水産物の「安心・安全」「高鮮度・高品質」という付加価値のさらなる向上を図り、消費者への宣伝活動など消費拡大の運動を通じて、漁業生産額や漁業所得の向上を図っていく必要があります。

【図表 40】 水産物卸売市場数の推移



出典：水産庁

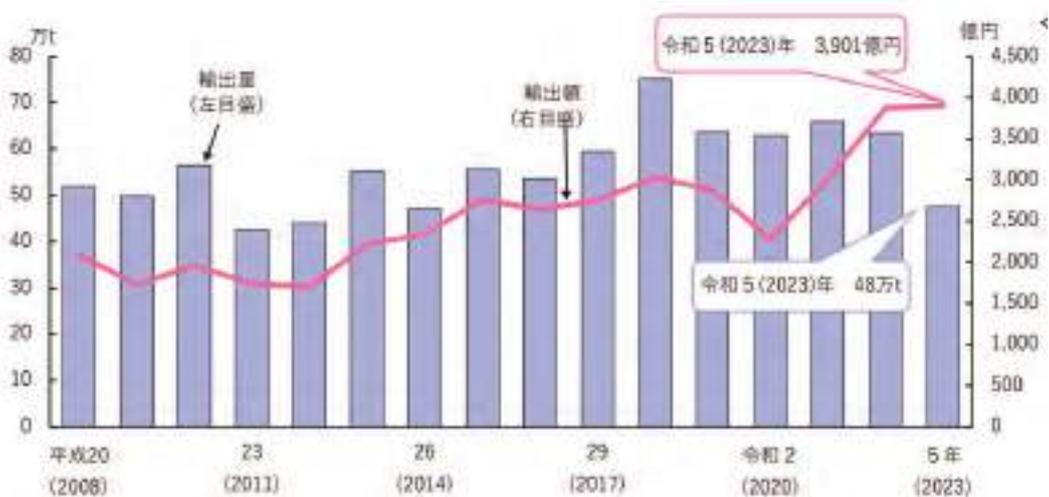
(5) 水産物輸出の動向

2023年の水産物輸出货量（製品重量ベース）は、前年比25%減の480千トンとなりました。一方で、輸出額については同1%増の3,901億円となり、コロナ前の2019年対比でも大きく増加しました。

ただし、その輸出先の国・地域の構成をみると、2023年8月のALPS処理水の海洋放出により中国等の一部の国・地域が水産物輸入を停止したことにより順位が変化しています。2022年には中国への輸出額が総額の22%を占め1位となっていたことが、2023年には16%に減少し3位に後退しました。

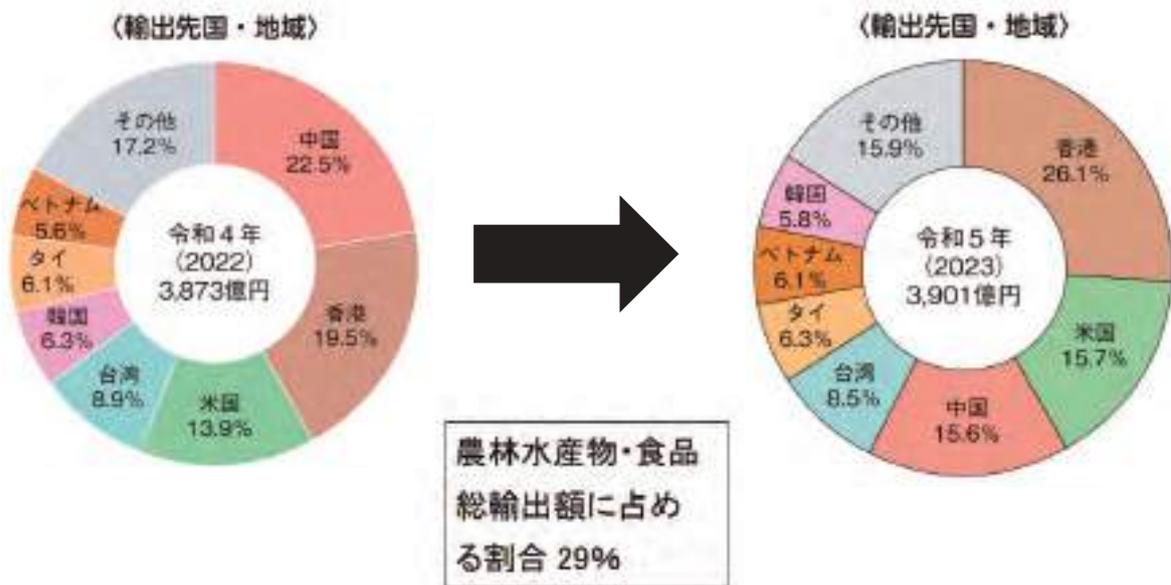
国としても農林水産物の輸出を強化していく方針が示され2030年までに農林水産物、食品の輸出額を5兆円とする目標が設定されている中、輸出先の多様化を図るとともに、日本水産物の「安心・安全」「高鮮度・高品質」という特徴を活かしたマーケットの拡大に引き続き取り組む必要があります。

【図表 41】 水産物輸出货量・輸出額の推移



出典：水産庁

【図表 42】 水産物輸出先の国・地域の内訳



出典：水産庁

(6) J Fの動向

①組合員数の推移

2022年の組合員数は240千人で、2013年以降で24%の減少、うち正組合員は104千人で30%の減少となっています。

一方で、正組合員50人以下のJ F（統計上の区分）が全体に占める割合は、2007年度には25%でしたが、2022年度には40%に増加しています。

なお、漁業就業者数の推移を見ても同様に減少傾向となっています。さらにその中で、新規漁業就業者数の推移をみると、2018年度以前は2,000人前後で推移していましたが、2019年以降は概ね1,700人前後となり2022年は1,691人となっています。国や地方自治体の支援施策も有効に活用しながら、継続的に新規就業者の確保に取り組む必要があります。

【図表 43】 漁業就業者数の推移

	平成25年 (2013)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	増減率 (%)	
							令和4/平成25年 (2022/2013)	令和4/3年 (2022/2021)
計	180,985	151,701	144,740	135,660	129,320	123,100	▲ 32.0	▲ 4.8
自家漁業のみ (うち女性)	109,247 (19,823)	86,943 (14,011)	80,290 (13,500)	75,810 (12,310)	71,830 (11,880)	67,720 (11,140)	▲ 38.0 ▲ (43.8)	▲ 5.7 ▲ (6.2)
うち 沿岸漁業就業者 (うち女性)	103,974 (19,274)	84,122 (13,802)	78,520 (13,470)	73,980 (12,260)	70,000 (11,840)	65,910 (11,100)	▲ 36.6 ▲ (42.4)	▲ 5.8 ▲ (6.3)
うち沖合・ 遠洋漁業就業者 (うち女性)	5,273 (549)	2,821 (209)	1,770 (30)	1,840 (40)	1,830 (40)	1,820 (40)	▲ 65.5 ▲ (92.7)	▲ 0.5 (0.0)
漁業雇われ (うち女性)	71,738 (4,045)	64,758 (3,504)	64,450 (3,690)	59,850 (3,220)	57,500 (2,520)	55,370 (2,360)	▲ 22.8 ▲ (41.7)	▲ 3.7 ▲ (6.3)

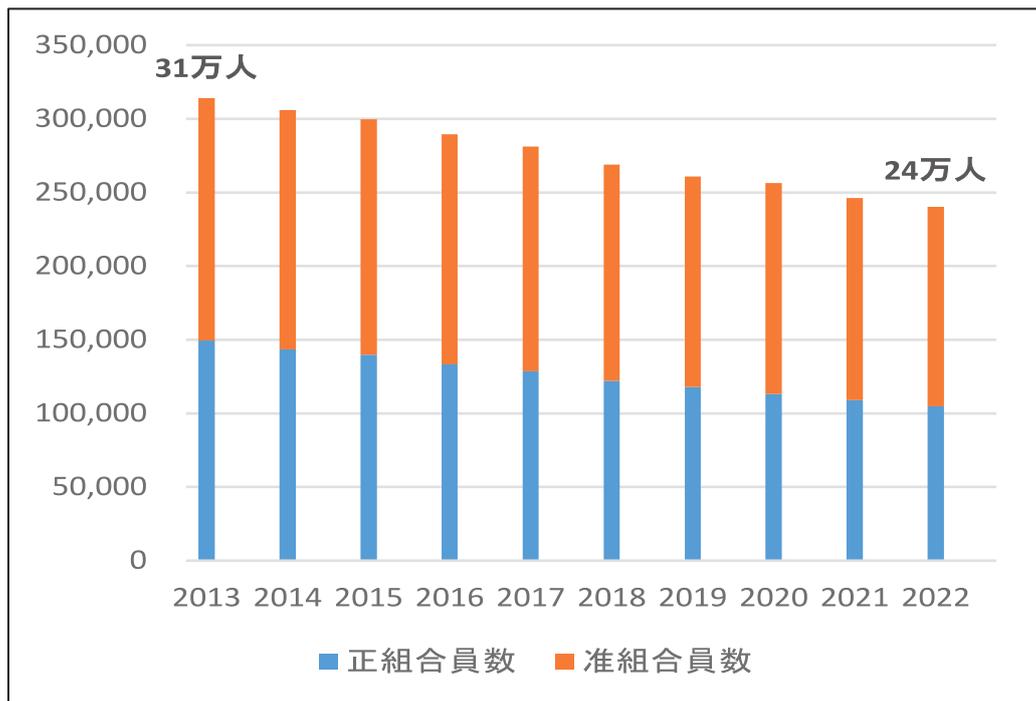
出典：水産庁

【図表 44】 新規漁業就業者数の推移



出典：水産庁

【図表 45】 組合員数の推移



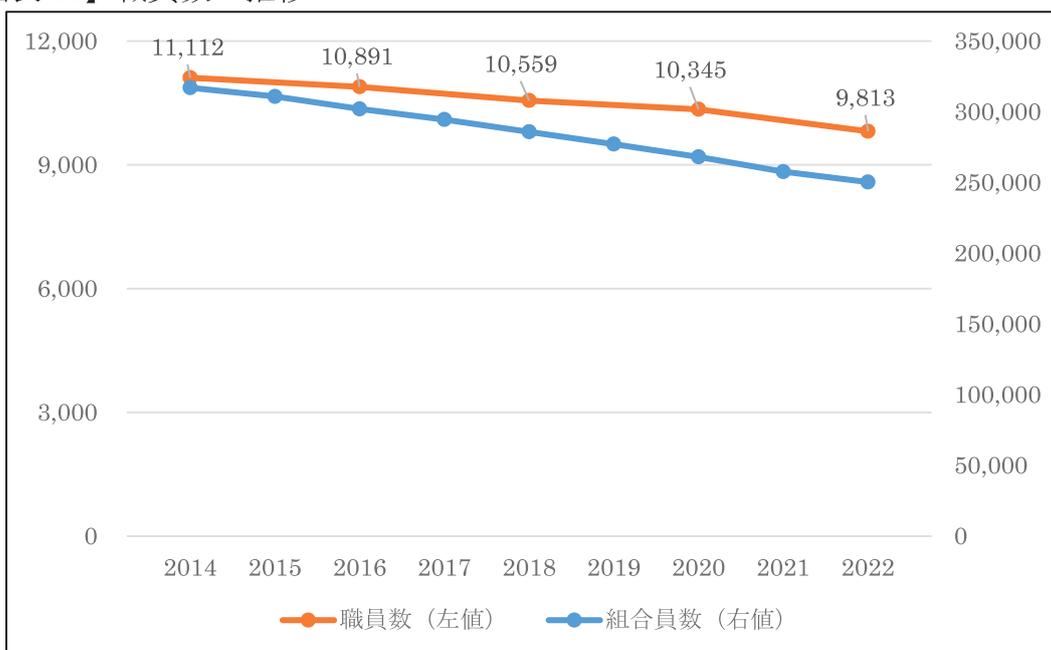
出典：J F全漁連

②職員数の推移

2022年度の職員数は1万人を切り、9,813人となっています。

2020年度対比では組合員数と同程度の減少率となっていますが、社会全体で人手不足となっている現状においてはJ F職員の確保・育成が急務です。

【図表 46】 職員数の推移



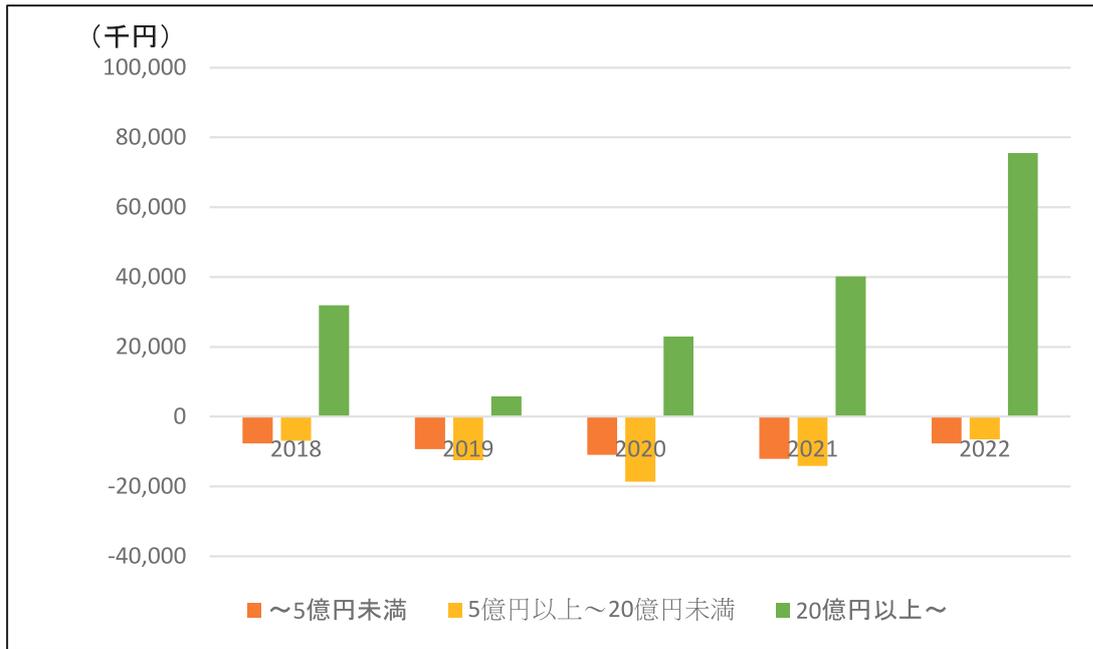
出典：J F全漁連

③ J F の経営状況

海洋環境の激変等による主力・特定魚種の不漁、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2021年度まで事業利益全国合計で赤字が続いていましたが、販売事業の収支改善、事業管理費削減等の自助努力により、2022年度は黒字転換しました。

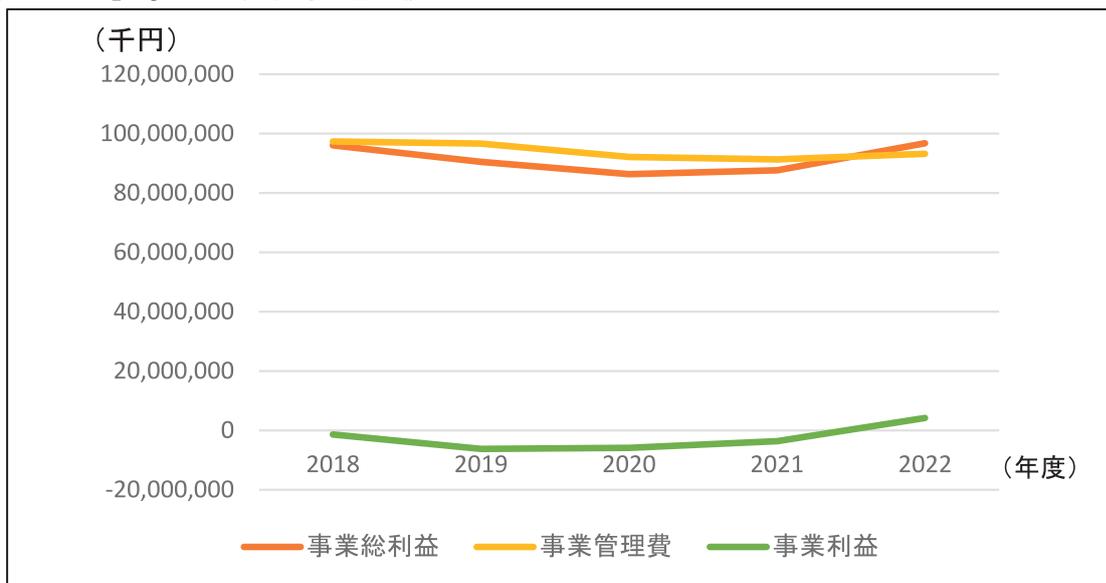
ただし、販売事業取扱高別事業利益（平均）では、2022年度に黒字転換したのは同取扱高 20 億円以上の J F であり、産地市場の統廃合や販売機能の集約、J F 合併等の取組の重要性がうかがえます。

【図表 47】 J F の販売事業取扱高別事業利益（平均）



出典：J F 全漁連

【図表 48】 J F の経営状況推移



出典：J F 全漁連

発行 全国漁業協同組合連合会

運動方針の
紹介動画はこちら

